

●香川県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年3月31日

香川県監査委員 木下典幸
 同 武田宏之
 同 五所野尾 恭一
 同 都築 信行

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 令和4年度
- 3 監査の実施内容

香川県監査基準に関する規程（令和2年監査委員規程第1号。以下「規程」という。）及び香川県監査等の着眼点（令和2年3月25日監査委員会議決定）により、次の監査対象機関に対し、会計証拠書類等の照合を行うとともに、必要に応じて説明を求めることにより監査を実施した。

監査対象機関	監査年月日
さぬき警察署	令和5年1月11日
高松東警察署	〃
三豊警察署	令和5年1月13日
観音寺警察署	〃
公安課	令和5年1月24日
警備課	〃
機動隊	〃
交通企画課	〃
交通指導課	〃
交通規制課	〃
運転免許課	〃
交通機動隊	〃
高速道路交通警察隊	〃
警察学校	令和5年1月26日
総務課	〃
広聴・被害者支援課	〃
企画課	〃
警務課	〃
留置管理課	〃
監察課	〃
厚生課	〃
情報管理課	〃
刑事企画課	令和5年1月27日
情報分析捜査課	〃
捜査第一課	〃

捜査第二課	令和5年1月27日
鑑識課	〃
科学捜査研究所	〃
生活安全企画課	〃
人身安全対策課	〃
少年課	〃
生活環境課	〃
地域課	〃
通信指令課	〃
会計課	〃
高松西警察署	令和5年2月28日
東かがわ警察署	〃
高松南警察署	〃
琴平警察署	〃
坂出警察署	〃
丸亀警察署	〃
小豆警察署	〃
高松北警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に処理されていたが、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要とされる事項が次のとおり認められた。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

(ア) 行政財産の目的外使用に係る使用料について、使用許可期間が令和3年度からの継続使用であるにもかかわらず、令和4年度分が徴収されていないものが1件あった。(丸亀警察署)

イ 契約について

(ア) 飲酒検知器(DPA型)保守点検業務委託について、誤った金額で契約していた。(交通指導課)

(3) 検討指示事項

該当事項なし